

2つの給付金、 申請受付が始まります。

7月1日(火) ~ 10月31日(金)



この消費税率の引上げによる反動減を緩和して景気の下振れリスクに対応するとともに、その後の経済成長力の底上げと好循環の実現をはかり持続的な経済成長につなげるため、国による「経済政策パッケージ」が決定されました。その一環として2つの給付金が支給されます。

※平成27年10月から消費税率を10%に引き上げることが税制抜本改革法に定められています。改めた経済状況などを総合的に勘案した検討が行われます。

○平成26年4月から消費税率は8%になっていきます。※
○引上げ分は、すべて子育て、医療・介護、年金を充実・安定化するために使います。

「社会保障と税の一体改革」とは
社会保障制度を財政的にも仕組み的にも安定させることで、誰もが安心して利用できるようにするための改革です。

臨時福祉給付金

所得の低い方の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、所得の低い方々への負担の影響に鑑み、暫定的・臨時的な措置として実施します。

子育て世帯臨時特例給付金

子育て世帯の負担を緩和します。

消費税率の引上げに際し、子育て世帯への影響を緩和するとともに、子育て世帯の消費の下支えをはかる観点から、臨時的な給付措置として実施します。

対象者

低所得世帯

高齢者世帯

単身世帯フリーター

子どもが全て高校生以上の世帯

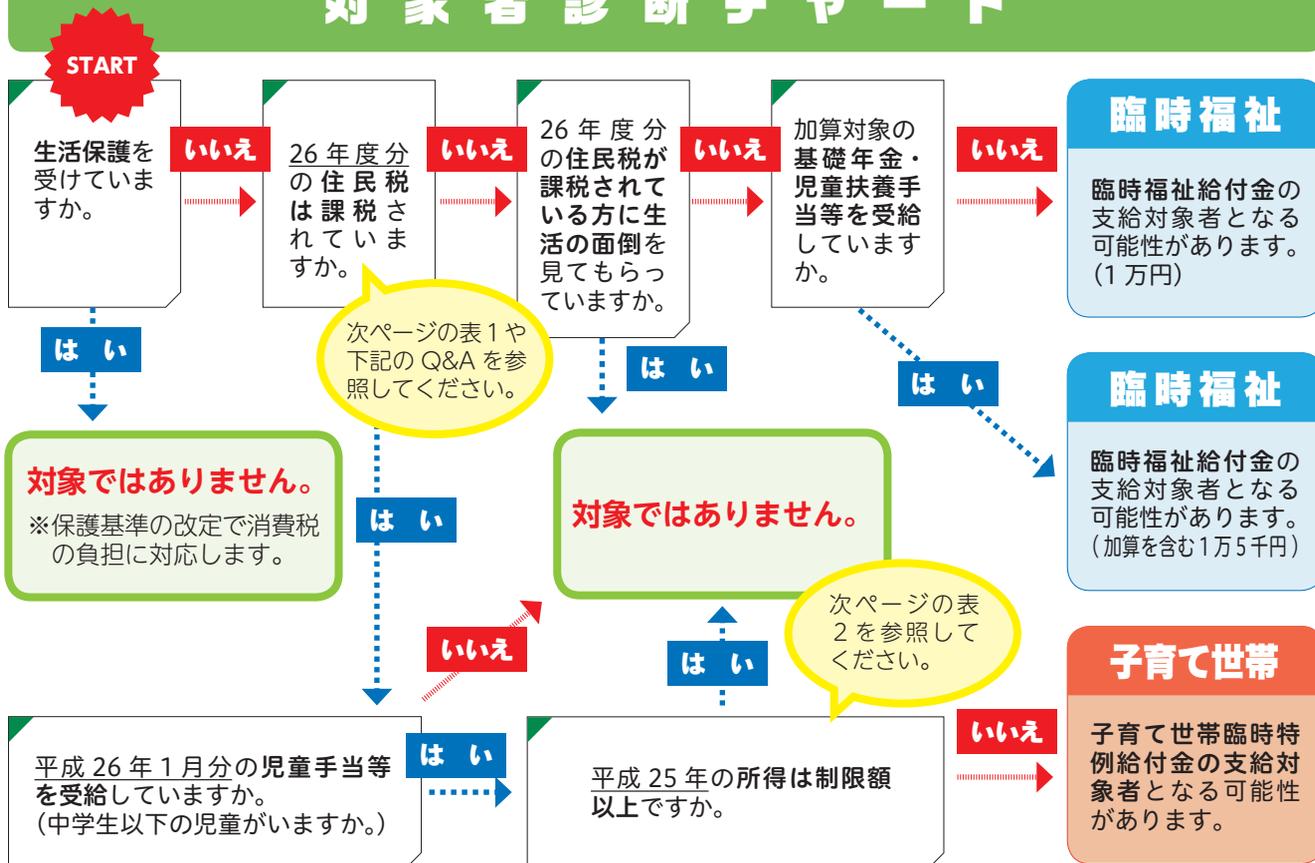
中所得世帯

対象者

中学生以下の子がいる世帯 (子育て世帯)

注) 受け取ることができるのはどちらか1つの給付金です。

対象者診断チャート



※当チャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は阿蘇市役所または厚生労働省までお問い合わせください。

Q

自分が住民税が課税されているかどうか、どうすれば分かりますか？

例えば・・・

A

- ▶ ご自身の給与支給明細書の「住民税」の項目に課税額が記載されている場合
- ▶ 介護保険料決定通知書に記載されている「保険料の段階」で5段階以上となっている場合
- ▶ ご自身の給与や年金の収入が次ページの表1の非課税限度額以上の場合には、基本的に住民税が課税されています。

Q

基準日（平成26年1月1日）の翌日以降に引越した場合の給付金の受け取りはどうなりますか？

A

今回の2つの給付金は基準日（平成26年1月1日）時点で住民票のある市区町村から給付金が支給されます。具体的な申請期間や手続きについては、基準日時点でお住まいの市区町村にお問い合わせください。

Q

基準日（平成26年1月1日）以降に生まれた人や亡くなられた方は給付金の対象になりますか？

A

【臨時福祉給付金】
基準日（平成26年1月1日）に生まれた方は給付金の対象になりますが、基準日の翌日以降に生まれた方は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた方も、臨時福祉給付金の対象にはなりません。

【子育て世帯臨時特例給付金】
基準日に生まれた児童は対象となりますが、基準日の翌日以降に生まれた児童は対象となりません。また、基準日から支給決定がされるまでの間に亡くなられた対象児童も子育て世帯臨時特例給付金の対象にはなりません。

臨時福祉給付金

支給要件

- 支給対象者** 平成 26 年度分の**住民税が課税されていない人**。
ただし、
 - 課税されている方に生活の面倒を見てもらっている場合
 - 生活保護の受給者である場合 など
 は除く。

- 支給額**
 - ・1人につき **10,000円**
 - ・下記の《加算対象者》は1人につき **5,000円**を加算

《加算対象者》

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者 ※1
- ・児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者など ※2

※1平成 26 年 3 月分の受給権があり、4 月分または 5 月分の年金の支払いがある方が対象です。
※2平成 26 年 1 月分の手当などを受給している方が対象です。

表 1

住民税が課税されない所得水準の目安（非課税限度額）

区分	非課税限度額 ※給与収入ベース	区分	非課税限度額 ※給与収入ベース
単身	93 万円	単身	65 歳以上 148 万円
夫婦	137.8 万円		65 歳未満 98 万円
夫婦子 1 人	168.3 万円	夫婦	65 歳以上 192.8 万円
夫婦子 2 人	209.9 万円		65 歳未満 147 万円

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

- 支給対象者** 次のどちらの要件も満たす方が対象です。
 - ①平成 26 年 1 月分の**児童手当・特例給付※**を受給
 - ②平成 25 年の所得が**児童手当の所得制限限度額未満**（表 2 参照）
 ※特例給付とは、所得が高額な方について、児童 1 人当たり月額 5,000 円を支給するものです。

- 対象児童** 支給対象者の平成 26 年 1 月分の**児童手当・特例給付の対象**となる児童
ただし、
 - 「臨時福祉給付金」の対象となる児童
 - 生活保護の受給者となっている児童 など
 は除く。

- 支給額**
対象児童 1 人につき
10,000円



表 2 児童手当の所得制限限度額（給与収入ベース）

区分（扶養親族等の数）	限度額目安
子 1 人（1 人）	875.6 万円
夫婦子 1 人（2 人）	917.8 万円
夫婦子 2 人（3 人）	960 万円

申請方法

- 申請先 阿蘇市役所 臨時福祉給付金等対策室
※平成26年1月1日時点で住民票が阿蘇市にある方が対象です。
- 申請期間 7月1日(火)～10月31日(金)
期間の前半は、行政区毎に本庁及び各支所で受付を行います。
※受付日程及び会場については、次ページに記載しています。
- 必要書類
 - ▶申請書
 - ▶運転免許証、旅券等、その他本人確認できる書類
 - ▶振込みを希望される口座の通帳またはキャッシュカード
- その他 申請の際は、印鑑をご持参ください。

給付金の受け取り方法

- 申請書に記載した指定口座に入金されます。

ご注意いただく事項

- 受け取ることができるのは**どちらか1つ**の給付金です。
- 原則として、**申請期間外の申請**や平成26年1月1日時点で阿蘇市に**住民票がない方の申請**は受け付けられませんのでご注意ください。
※一定の住居を持たない方でいずれの市区町村にも住民票がない方については、平成26年1月2日以降であっても阿蘇市で住民票の手続を行えば申請を行うことができます。
※DV被害者や児童福祉施設等に入所している児童等で、他の市区町村から住民票を移さずに阿蘇市にお住まいの方については、阿蘇市で申請を受け付けることができる場合がありますのでご相談ください。
- 申請期間などは、**各市区町村により異なります**。阿蘇市以外が申請先となる方は、事前にその市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 高齢基礎年金など、**臨時福祉給付金の加算対象の年金・手当等の裁定等の請求**が可能で、まだ行っていない方は、平成26年9月30日までに裁定等の請求を行っていただく必要があります。※13ページの加算対象者の要件に関する説明部分もお読みください。

問い合わせ

●申請方法に関するお問い合わせ

市役所 臨時福祉給付金等対策室 ☎22-3114

●制度に関するお問い合わせ

厚生労働省 2つの給付金に関する専用ダイヤル ☎0570 (037) 192

申請受付の日程

月日	会場	対象となる行政区	
7月 1日(火)	【阿蘇会場】 内牧支所 大会議室	内牧1区、内牧3区、内牧4区、折戸、宇土、浜川	
7月 2日(水)		内牧2区、南宮原、湯浦、西湯浦、深葉、西小園	
7月 3日(木)		内牧5区、成川、小里	
7月 4日(金)		小倉、西小倉、小池、黒流町、今町、鷲の石、原の口、山田、下の原、新村、小野田町、本村、茗ヶ原	
7月 7日(月)		道尻、下役犬原、上役犬原、西町、竹原、蔵原	
7月 8日(火)		東黒川、坊中、南黒川、元黒川、北黒川	
7月 9日(水)		上西黒川、下西黒川、乙姫、黒川千丁	
7月10日(木)		永草、枳、赤水、車帰	
7月11日(金)		狩尾1区、狩尾2区、狩尾3区、跡ヶ瀬、的石	
7月12日(土)		阿蘇地区土曜受付日	
7月14日(月)		阿蘇地区予備日	
7月16日(水)		【波野会場】 波野支所 西側会議室	榎木野、赤仁田、小園、小地野、笹倉、坂の上
7月17日(木)			大道、立塚、横堀、遊雀、中道、山崎、仁田水、中江、滝水
7月18日(金)	波野地区予備日		
7月19日(土)	波野地区土曜受付日		
7月28日(月)	【一の宮会場】 本庁北側別館 大会議室	町1区、町2区、北1区、北2区、東1区	
7月29日(火)		東2区、東3区、西1区、西2区、西3区	
7月30日(水)		古神1区、古神2区、古神3区	
8月 4日(月)		分1区、分2区、分3区、塩塚	
8月 5日(火)		古閑、神石、福岡、上町、東仲町、西仲町、下町、桜町、福原、馬場、豆礼	
8月 6日(水)		古城1区、古城2区、古城3の1区、古城3の2区、古城4区、古城5の1区、古城5の2区、古城6区、古城7区	
8月 7日(木)		原口、上井手、下井手、中原、西井手、上西河原、下西河原、上東下原、下東下原、西下原、片隅、荻の草、舞谷	
8月 8日(金)		一の宮地区予備日	
8月 9日(土)		一の宮地区土曜受付日	

- 受付時間は、午前9時00分から午後8時まで（ただし、土曜受付日は、午後5時まで）
- 指定日以外にお越し頂くことが困難な場合は、最寄の日のお越しいただくか、予備日または各地区の土曜受付日にお越しください。
- 上記の受付期間中は、重複申請を避けるため、指定した会場以外での受付はできません。
- 受付期間終了後は本庁で受付を継続しますが、できる限り上記の期間中に申請をお願いします。

「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の

振り込め詐欺や個人情報の詐取にご注意ください！



ご自宅や職場などに市町村や厚生労働省（の職員）などをかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、お住まいの市町村や最寄りの警察署（または警察相談専用電話（#9110））ご御連絡ください。

阿蘇市消費生活センター ☎22-3364